

最高裁秘書第1847号

平成28年6月2日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを
別添のとおり送付します。

記

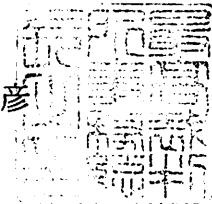
諮問番号 平成28年度（最情）諮問第7号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03-3264-8330（直通）

平成28年5月30日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今崎幸彦



理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諒問日等

(1) 諒問日

平成28年5月30日

(2) 諒問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所が開示した文書のうち、以下の文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした判断に対し、不開示とした部分は行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）第5条第1号ただし書ハに該当すると主張しているが、当該判断は相当であると考える。

ア 「平成23年度11月期採用（新第65期）司法修習生組別一覧名簿（A班）」

イ 「平成23年度11月期採用（新第65期）司法修習生組別一覧名簿（B班）」

ウ 「平成24年度11月期採用（第66期）司法修習生組別一覧名簿（A班）」

エ 「平成24年度11月期採用（第66期）司法修習生組別一覧名簿（B班）」

オ 「平成25年度採用（第67期）司法修習生組別一覧名簿（A班）」

カ 「平成25年度採用（第67期）司法修習生組別一覧名簿（B班）」

キ 「平成26年度（第68期）司法修習生組別一覧名簿（A班）」

なお、苦情申出人は、「平成26年度（第68期）司法修習生組別一覧名簿（B班）」と題する文書についても同様の苦情を申し出ているようであるが、当該文書は、最高裁判所が開示した文書に含まれていない。

2 理由

(1) 開示申出の内容

平成17年4月1日以降の司法研修所の教官会議議題及び議事録（添付資料を含む。）

(2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、平成28年4月18日付けで本件対象文書を含む文書を対象文書として特定し、本件対象文書の一部を開示とす
る判断（以下「原判断」という。）を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア 最高裁判所が本件対象文書のうち一部を開示としたのは、司法修習生の氏名に関する情報（以下「本件不開示情報」という。）であるが、本件不開示情報は、個人を識別することができることとなる情報（情報公開法第5条第1号）に相当する情報であり、同号ただし書イからハまでに相当する情報に該当しない。

イ 情報公開法第5条第1号ただし書ハ相当性について

(ア) 司法修習生は、司法試験に合格した者が裁判官、検察官又は弁護士となる資格を取得するための修習を行うものであって（司法修習生に関する規則第4条参照），裁判所の事務を担当するものではないので、裁判所法においても第一章裁判官及び第二章裁判官以外の裁判所の職員と別個の章である第三章に規定されており、裁判所の職員に該当しない。また、その他

の国の事務を担当するものでもないから、国家公務員法第2条第1項に規定する国家公務員にも該当しない（最高裁昭和42年4月28日第二小法廷判決民集21巻3号759頁参照）。そして、司法修習生は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第2条第1項に規定する独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人の役員及び職員のいずれにも当たらないこともまた明らかである。

よって、司法修習生は、情報公開法第5条第1号ただし書ハの「公務員等」に相当する者には該当しない。

- (イ) また、司法修習生は、上記のとおり、国の事務を担当するものではなく、何らの職務を遂行すべき義務を負っていない以上、司法修習生の「職務遂行の内容に係る情報」も観念できない。
 - (ウ) なお、情報公開法第5条第1号ただし書ハの対象となる情報は、「公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」であり、公務員等の氏名は含まれない。
 - (エ) したがって、本件不開示情報は、情報公開法第5条第1号ただし書ハに相当する情報に該当しない。
- （ウ）以上によれば、本件対象文書のうち、情報公開法第5条第1号に定める不開示情報に相当するとして、裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱記第2の2に基づき一部を不開示とした原判断は相当である。